

米子城跡(史跡)整備計画

9億3千万円、「史跡指定」に疑念!

眠れぬ「史跡」、遺構探し?

用地買収費、6億円投入!

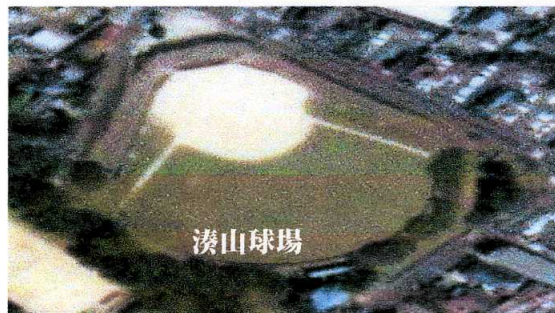
国史跡に、追加予定の深浦、出山(中海に面した所)は、民間の所有地。この予定地の買収費は、民間のスポーツ施設もあり、土地代の他に移転補償費・建物補償費・営業補償費を合せ、数億円に膨らむ。

史跡予定地の深浦は、既に、民間の土地開発が行われている。当時の、「史跡」調査の記録は無い。

史跡の遺構は、眠っているのかの有無に、市は、「(確認は)掘って見なければ判らない。」との見解。

国史跡指定の追加で、民有地全体の買い上げ額は、6億円を要し総事業費の大半を占める。

事業評価を曖昧にした税金投入に、疑念拡がる。



土地は、市民の資産

市民は、聞いていない!

市長は、「球場を廃止して、史跡公園にする。」という計画の前に、市の施設条例に掲げている湊山球場の廃止の是非を市民に問い、その次に、土地(資産)の活用について市民から広く施策の意見を集約すべきである。

「史跡公園計画」の構想は、市長と行政内部の構想で、市民の総意を背景にしたものではなく不可解である。

球場地は、過去に故人が市に寄贈された経緯からも、市長は資産の有効な活用について、寄贈者への道義的責任を果たすべきである。

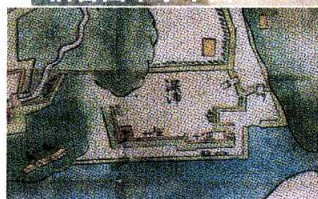
宝永&平成の深浦

宝永6(1709年)

伯耆国米子平図

国道9号

民間スポーツ施設



史跡指定地/追加の背景!

急変? 地権者の同意

史跡指定は、地権者の同意が必要。現在の、米子城跡の国史跡指定地は、市の公有地。(国指定、〇六年一月、)

今回の追加指定地は、市の球場地(一部借地)と民間所有地の三箇所。

〇五年の国指定申請時に、市と民間の地権者は、追加指定に不同意とした。

市長は、今回の国史跡追加指定について、「地権者は、前向きで同意が得られる。」ことを理由にしている。

しかし、当時市長は、どのような理由で球場地を史跡指定にできなかったのか。又、民間の地権者の同意への変化の要因は何か。市長は、市民が納得できる説明責任を果たしていない。

木を見て森を見ない

市財政負担の軽減説!

市長の「史跡公園」が「最も望ましい。」という理由は、用地取得に市の財政負担が少なく、借地料の解消につながるという目先の経費軽減策を目的にした「選択」である。

史跡公園は、史跡の遺構(米倉の跡、内堀の石垣)以外の土地利用は制約され、リスクが大きい。

湊山球場は、中心市街地の一角に位置し時価12億円の資産。公園用途で土地面積約2.4ha。公園用途は、スポーツ施設、文化施設、飲食店施設等の多様な土地利用ができる。

目先の経費軽減に拘って、史跡指定地を拡げ、土地利用を制約すれば、中心市街地の活性化や将来へのまちづくりは閉ざされる。

史跡の追加指定を急ぐ必要があるのか!

城跡の石垣等の修復、城山の昇り降りの道整備は、国史跡の(今回の)追加指定をせずとも、国の補助事業を適用してできる。市長の急ぐ理由が分からない?